仕様書

1　業務名

統合端末運用保守委託

2　業務履行期間

令和６年４月１日から令和６年８月３１日まで

3　業務概要・目的

住民基本台帳ネットワークシステムを使用するための統合端末に係る運用保守作業を行うことにより，各種バージョンアップ等の対応を迅速に行うことができ，かつ高度なセキュリティを保ちつつシステムの安定稼働を図るものである。

4　業務内容

本委託は統合端末の保守を行うもので，ＣＳサーバに係る作業は業務範囲外とする。別添保守対象機器明細の端末 65 台をＪ－Ｌｉｓの提示する手順書に基づき，以下の適用作業を各拠点（別添**拠点一覧**）で行う。

- ・ＯＳのバージョンアップ適用作業（期間中１回程度）
- ・各種ソフトウェアの更新適用作業（期間中１回程度）
- ・アプリケーションソフト設定変更等の作業（期間中１回程度）
- ・障害作業
  - 障害切り分けのためのログ採取
  - ハードウェア障害時のリカバリ後の統合端末初期設定（リカバリについては機器賃貸借業者で行う）

ただし，各種作業についてはあくまで見込みであり，増減する可能性がある。保守作業については，効率的に他の作業と同時に行えるものは本市と協議の上，同時に行うことも可能とする。

5　協議

（１）本業務を適性かつ円滑に実施する為，受注者は各々の業務について本市と常に密接な連絡に努め，本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，本市と受注者で協議のうえ本市の指示に従い，業務を遂行すること。

（２）本市において必要と認めたときは，作業を変更又は中止させることがある。この場合の変更について，委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお，変更により必要となる工期は別に定めるものとする。

（３）本市は，業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者，業務の一部を下請けするものを含む。）について，業務の履行又は管理に関して著しく不適当と認めら

れる者があるときは，受注者に対して，その理由を明示して，必要な措置をとることを請求することができる。

6　法令・条例等の遵守

受注者は，業務の実施にあたり，関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

（１）本市契約規則（平成元年市規則第６３号）

（２）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（３）その他の関係法令

7　品質管理・保証等

受注者は，本業務を遂行するにあたり，適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに，必要な企画立案能力，技術的能力の向上に努めなければならない。

8　秘密の保持

（１）受注者は，業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し，又は第三者に漏らしてはならない。

（２）受注者は，業務の遂行にあたっては，「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号），「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）」及び「本市情報セキュリティポリシー」を遵守し，取得した個人情報は，その取扱いに最大限の注意を払うこと。

（３）受注者は業務情報を保護するため，本市と「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）」に基づく「市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

（４）受注者は，本業務において「本市情報セキュリティポリシー」における機密性３の情報資産を取り扱う全ての従事者（再委託先等も含む。）の所属，氏名，作業内容，取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また，システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要が生じたとき，又は報告した従事者が従事しなくなったときは，改めて報告をすること。

※「機密性3の情報資産」とは，個人情報の保護に関する法律第２条に規定する個人情報，法令又は条例の定めにより守秘義務を課せられている行政情報（前述の個人情報を除く。），法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの，漏えいした場合，行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報，情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

9　損害の賠償

本業務遂行中に受注者が本市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受

けた場合は，直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し，すべて受注者の責任において処理解決するものとし，本市は一切の責任を負わない。

１０　第三者の権利・利益の対象となる利用等

（１）本業務を実施するにあたり，第三者ソフトの利用が必要となる場合は，受注者の負担により本市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等，必要な措置を講ずるものとする。

（２）受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権，パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料，履行方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

１１　損傷部保証

本業務履行に際し，建造物，機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合には，本市の指示に従い，同等以上の資材を持って，速やかに現状復旧をはかること。なお，復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

１２　知的財産権等

（１）本契約履行過程で生じた成果品に第三者の著作権（以下「既存著作権」という。）が含まれている場合は，本市が特に使用を指示した場合を除き，当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合，受注者は当該契約等の内容について事前に関係者の承諾を得ることとし，本市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

（２）本仕様書に基づく作業に関し，第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には，当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き，受注者の責任，負担において一切を処理すること。この場合，本市は係る紛争等の事実を知ったときは，受注者に通知し，必要な範囲内で訴訟上の防御を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

１３　その他

（１）作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受注者は，打合せ記録を作成し，会議終了後速やかにその内容を提出し，本市の承認を得ること。

（２）受注者は，作業の工程において確認事項がある場合，書面により本市に提出し，確認を行うことができることとする。ただし，本市の承認があり，平易かつ重要でない事項の場合は口頭等での確認のみでも可とする。

（３）受注者は，本業務中に事故があった場合は，所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過，事故による被害の内容等について，直ちに本市に報告すること。

（４）本業務は，本市の業務の実施・継続を支える重要な情報システムを対象としており，

大規模災害等の発生後，可能な限り早急にこれを復旧させる必要がある。このため，受注者は，契約書・仕様書等に示した範囲内で，システムが被害を受けた場合に，速やかに復旧が可能なシステム構成とするよう努力すること。

（５）受注者は，本業務が本市からの発注を受けた業務であることを認識し，本市の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施すること。

（６）業務責任者は，本市からの変更要望又は本市の承認がない限り，変更できないこととする。

（７）受注者は，本市が情報セキュリティに関連する調査，監査等に対応する場合には可能な限り協力を行うこと。